

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)
②名称	DEPARTMENT OF TRADE AND INDUSTRY/ Intellectual Property Office of Philippines (IPOPHL)
③所在地	28 Upper McKinley Road, McKinley Hill Town Center, Fort Bonifacio, Taguig City 1634
④連絡先	(電話) (632) 7238 6300 (FAX) (632) 8553 9480 (E-mail) mail@ipophil.gov.ph/rowel.barba@ipophil.gov.ph (internet) <a href="https://www.ipophil.gov.ph/">https://www.ipophil.gov.ph/</a>
⑤組織の長	Director General : Ms. Brigitte M. Da Costa-Villaluz
⑥沿革	<p>(1) 1862年以前に、フィリピンには特許制度があったとの記録が残っている。</p> <p>(2) 1862年7月19日：スペイン王女が王令を發布し、フィリピンにおいて施行される法律はスペイン法に合致するよう修正された。</p> <p>(3) 1888年10月26日：スペイン王女 Ma. Cristina はフィリピンに関し修正商標法を發布した。</p> <p>(4) 1898年12月10日：スペインは米国との戦争で敗戦し、スペインはパリ協定(the Treaty of Paris)によってフィリピンを米国に割譲した。この協定は、スペイン政府が許諾した特許、商標及び著作権を尊重した。1913年2月10日、法案第2235号をもって、米国特許法をフィリピン国内において適用できるようにした。</p> <p>(5) 1903年3月6日：フィリピン委員会(The Philippine Commission)は法案第666号を通過させ、フィリピンの商標及び商号に関する法とした。本法案は登録制度をやめ、その代わりに、排他的権利を商標及び商号に対して付与し、実際に使用することで権利取得ができるようにした。また同法は侵害者に対して損害賠償及び差止めの民事訴訟並びに商標又は商号の欺瞞的使用に対する刑事訴訟を提起できる権利も認めた。さらにパッシングオフ又は不公正競争に関するコモンローの概念も同法に取り入れた。</p> <p>(6) 1947年6月20日：共和国法案第165号が發布され、独立した特許制度を確立し、フィリピン特許庁を創立した。共和国法案第165号は、合衆国特許法に倣ったもので先発明制度であった。</p> <p>(7) 1947年6月20日：共和国法案第166号は、法案第666号を廃止した。しかし、法案第666号と同様、新法は商業上の合法的な使用を商標、商号又はサービスネーム(service name)の所有権取得の基礎とすることにした。</p> <p>(8) 1965年9月27日：フィリピンは、パリ条約(the Paris Convention)に加盟した。</p> <p>(9) 1980年7月16日：フィリピンは、管理業務に関しストックホルムにおいてなされたパリ条約の改定に同意した。</p> <p>(10) 1997年6月7日：共和国法案第8293号が認められ、共和国法案第165号及び第166号を廃止し、1998年1月1日に発効した。これは、フィリピン知的財産法として知られている。本法案によって、特許、商標及び技術移転局(the Bureau of Patents, Trademarks and Technology Transfer &lt;BPTTT&gt;)が廃止されて知的財産庁(Intellectual Property Office &lt;IPO&gt;)が創設され、DTIの付帯機関となった。2001年10月8日にIPOは、同日發布の施行令第139号により、フィリピン大統領府に移転された。しかしながら、2004年8月9日には施行令第346号によって、IPOは、DTIの付帯機関としてDTIに戻された。</p> <p>(11) 法律第8293号が2013年3月4日施行の法律第10372号により全面改正された。</p>
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、集積回路配置、その他(技術移転契約及び著作権侵害訴訟を含む知的財産侵害判例に基づく、知的財産権に影響を及ぼす判決を争う管理諸手続)

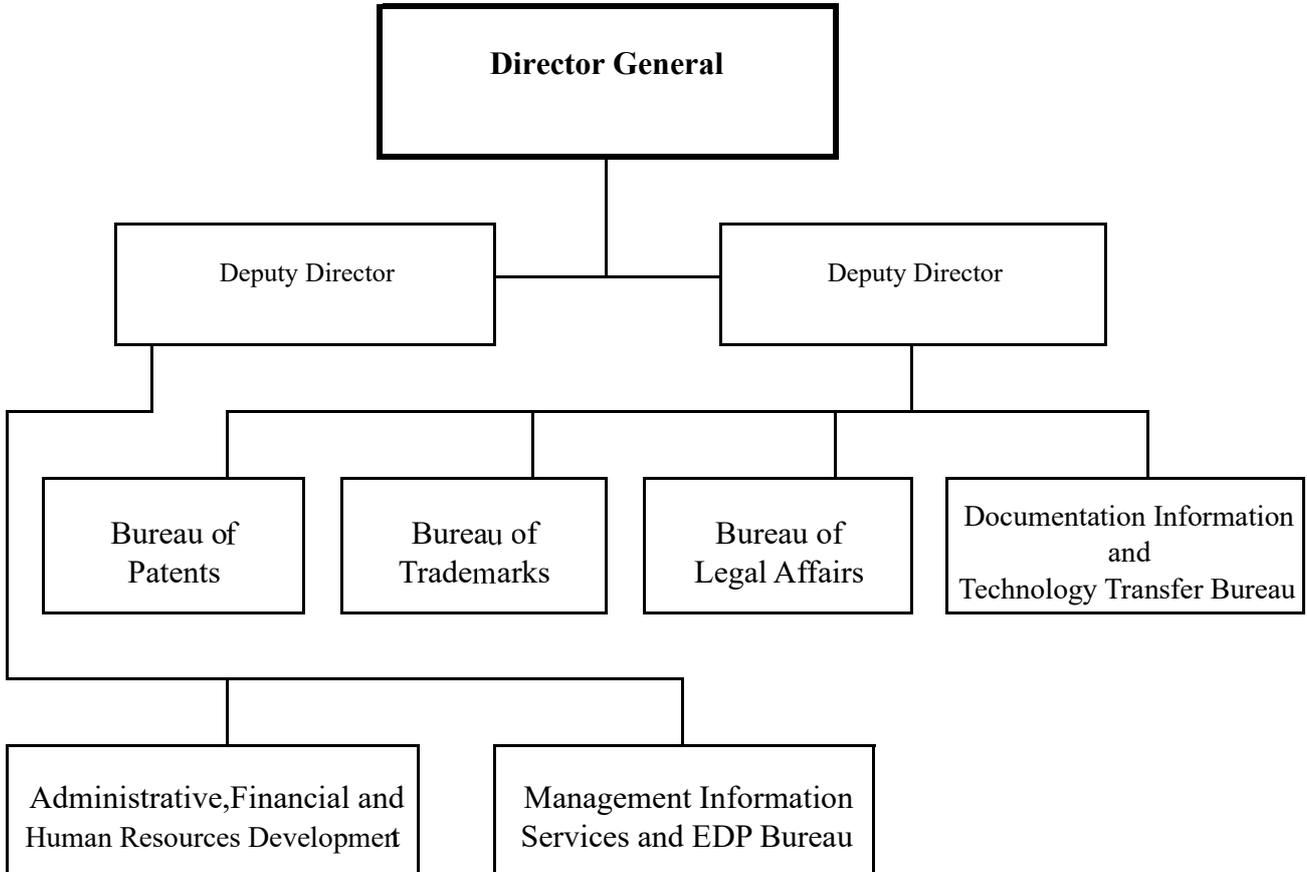
①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)					
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)	
	1980/7/14	1951/8/1				
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ	
		1965/9/27			1984/9/25	
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT	WPPT(演奏及びレコード)	
				2002/10/4	2002/10/4	
	ブタペスト	ヘーグ				リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト		
	1981/10/21					
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
	2012.7.25	2001/8/17				
ストラスブール	ウィーン	WTO				
		1995/1/1				
⑪統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	3,993	4,393	4,765	4,889
		(内 外国出願)	3,517	3,903	4,232	4,103
		(内日本から)	829	734	718	645
		(内 PCT ルート)	3,237	3,663	3,982	3,866
	実用新案	全数	1,490	1,799	1,639	2,086
		(内 外国出願)	92	55	84	123
	意匠	全数	1,293	1,372	1,341	1,515
		(内 外国出願)	628	690	747	655
		(内日本から)	142	121	120	133
	商標	全数	34,336	38,768	40,316	40,748
		(内 外国出願)	13,217	14,759	14,962	15,173
		(内日本から)	1,266	1,064	1,235	1,082
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	1,002	1,449	2,004	1,747
		(内 外国出願)	973	1,399	1,932	1,673
		(内日本から)	330	404	509	443
		(内 PCT ルート)	874	1,215	1,750	1,489
	実用新案	全数	1,118	1,053	914	
		(内 外国出願)	49	60	62	
	意匠	全数	674	829	870	1,337
		(内 外国出願)	278	476	472	801
		(内日本から)	77	102	68	141
商標	全数	24,479	34,457	28,597	30,193	
	(内 外国出願)	13,283	15,690	14,383	15,349	
	(内日本から)	1,248	1,426	1,297	1,340	
(出典) : WIPO IP Statistics						

①国名

Republic of the Philippines (PH)  
(フィリピン共和国)

⑫ 組 織

<組織図>IPOPHL は Department of Trade and Industry (貿易工業省)の下部組織である。



(出典) : IP Philippines の HP

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2013年3月4日施行知的財産法（2013年法律第10372号、以下「法」という。）
	③地理的効力の範囲	フィリピン国内のみ(法第28条)
	④他国制度との関係	特許協力条約（PCT）締約国。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(法第28条)。委託契約によってなされた発明は、特段の定めがない限り、委託者に帰属する。従業員発明は正規に課された職務の遂行結果であれば、別段の定めがない限り、使用者に帰属する。(法第30条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。フィリピンに非居住の出願人は、送達先となる代理人を選任しなければならない。(法第33条)
	⑦出願言語	英語又はフィリピン語（法第32条）
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許付与が公告された日から効力が発生し、出願日（優先日）から20年（法第50条、同第54条）
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物（法第24条）
	⑩グレース・リオト	有。次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から12月。(法第25条) (1) 発明者又は承継人（以下、出願人等）によってなされた開示。 (2) 出願人等から直接又は間接に当該情報を得た第三者による当該情報の開示。 (3) 特許庁による出願の開示であり、当該出願に出願人等の別の出願に記載され、かつ特許庁によって開示されるべきでなかったか、又は当該出願人等から直接又は間接に当該情報を得た第三者により当該出願人等の認識又は同意なしになされた出願に記載されている場合。
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 精神的な行い、ゲーム遊び、又は事業活動の計画、規則及び方法並びにコンピュータプログラム (3) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。 (4) 植物の品種又は動物の品種並びに植物又は動物の生産の本質的に生物学的方法。 (5) 美的創作物 (6) 公序又は良俗に反するもの(法第22条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式、単一性、新規性、進歩性、産業上の利用可能性（法第21条、第38条、第42条、第50条）
	⑬審査請求制度の有無	有。IPO公報に出願公開された日から6月以内に審査請求を行うことができる。(法第48条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後、IPO公報により公開される。(法第44条)
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、出願公開後、何人も当該発明の特許性について情報をIPOに提供することができる。(法第47条)
	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人は、特許の無効を請求することができる。(知財法第61条)
	⑱実施義務	有。登録日から3年又は出願日から4年の何れか遅い日を過ぎて、正当な理由なく国内で実施できるにもかかわらず不実施などの場合は、実施能力を立証した者に強制ライセンスを許諾する対象となる。(法第93条、第94条)

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)																																																																												
特許制度	⑱費用単位 PHP (フィリピン・ペソ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="571 241 1495 694"> <thead> <tr> <th></th> <th>〈大規模企業〉</th> <th>〈小規模企業〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願料 (電子出願)</td> <td>4,320 PHP</td> <td>2,000 PHP</td> </tr> <tr> <td colspan="3">付加料</td> </tr> <tr> <td>30 頁超の各頁につき</td> <td>36 PHP</td> <td>18 PHP</td> </tr> <tr> <td>5 超の各クレームにつき</td> <td>360 PHP</td> <td>180 PHP</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料</td> <td>2,160 PHP</td> <td>1,000 PHP</td> </tr> <tr> <td>公開料</td> <td>960 PHP</td> <td>920 PHP</td> </tr> <tr> <td>審査請求料</td> <td>4,200 PHP</td> <td>2,010 PHP</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>1,200 PHP</td> <td>600 PHP</td> </tr> </tbody> </table> <p>[特許権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="571 748 1495 1200"> <thead> <tr> <th>年金</th> <th>大規模企業</th> <th>小規模企業</th> <th>大規模企業</th> <th>小規模企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 年次</td> <td>3,240 PHP</td> <td>1,550 PHP</td> <td>13 年次</td> <td>20,400 PHP</td> </tr> <tr> <td>6 年次</td> <td>4,320 PHP</td> <td>2,000 PHP</td> <td>14 年次</td> <td>24,840 PHP</td> </tr> <tr> <td>7 年次</td> <td>5,400 PHP</td> <td>2,580 PHP</td> <td>15 年次</td> <td>29,160 PHP</td> </tr> <tr> <td>8 年次</td> <td>6,480 PHP</td> <td>3,100 PHP</td> <td>16 年次</td> <td>33,360 PHP</td> </tr> <tr> <td>9 年次</td> <td>8,640 PHP</td> <td>4,140 PHP</td> <td>17 年次</td> <td>37,680 PHP</td> </tr> <tr> <td>10 年次</td> <td>10,800 PHP</td> <td>5,170 PHP</td> <td>18 年次</td> <td>45,240 PHP</td> </tr> <tr> <td>11 年次</td> <td>13,920 PHP</td> <td>6,670 PHP</td> <td>19 年次</td> <td>54,360 PHP</td> </tr> <tr> <td>12 年次</td> <td>17,280 PHP</td> <td>8,280 PHP</td> <td>20 年次</td> <td>65,160 PHP</td> </tr> </tbody> </table>					〈大規模企業〉	〈小規模企業〉	出願料 (電子出願)	4,320 PHP	2,000 PHP	付加料			30 頁超の各頁につき	36 PHP	18 PHP	5 超の各クレームにつき	360 PHP	180 PHP	優先権主張料	2,160 PHP	1,000 PHP	公開料	960 PHP	920 PHP	審査請求料	4,200 PHP	2,010 PHP	登録料	1,200 PHP	600 PHP	年金	大規模企業	小規模企業	大規模企業	小規模企業	5 年次	3,240 PHP	1,550 PHP	13 年次	20,400 PHP	6 年次	4,320 PHP	2,000 PHP	14 年次	24,840 PHP	7 年次	5,400 PHP	2,580 PHP	15 年次	29,160 PHP	8 年次	6,480 PHP	3,100 PHP	16 年次	33,360 PHP	9 年次	8,640 PHP	4,140 PHP	17 年次	37,680 PHP	10 年次	10,800 PHP	5,170 PHP	18 年次	45,240 PHP	11 年次	13,920 PHP	6,670 PHP	19 年次	54,360 PHP	12 年次	17,280 PHP	8,280 PHP	20 年次	65,160 PHP
	〈大規模企業〉	〈小規模企業〉																																																																											
出願料 (電子出願)	4,320 PHP	2,000 PHP																																																																											
付加料																																																																													
30 頁超の各頁につき	36 PHP	18 PHP																																																																											
5 超の各クレームにつき	360 PHP	180 PHP																																																																											
優先権主張料	2,160 PHP	1,000 PHP																																																																											
公開料	960 PHP	920 PHP																																																																											
審査請求料	4,200 PHP	2,010 PHP																																																																											
登録料	1,200 PHP	600 PHP																																																																											
年金	大規模企業	小規模企業	大規模企業	小規模企業																																																																									
5 年次	3,240 PHP	1,550 PHP	13 年次	20,400 PHP																																																																									
6 年次	4,320 PHP	2,000 PHP	14 年次	24,840 PHP																																																																									
7 年次	5,400 PHP	2,580 PHP	15 年次	29,160 PHP																																																																									
8 年次	6,480 PHP	3,100 PHP	16 年次	33,360 PHP																																																																									
9 年次	8,640 PHP	4,140 PHP	17 年次	37,680 PHP																																																																									
10 年次	10,800 PHP	5,170 PHP	18 年次	45,240 PHP																																																																									
11 年次	13,920 PHP	6,670 PHP	19 年次	54,360 PHP																																																																									
12 年次	17,280 PHP	8,280 PHP	20 年次	65,160 PHP																																																																									
	⑳料金減免措置の有無	<p>有。</p> <p>(1) 小規模法主体とは自然人又は法人であり、2,000 万 PHP 以下、即ち約 35.6 万 US\$ の価値を有する資産を保有するもの。</p> <p>(2) 若年出願人：若年出願人に関する手数料は小規模法主体の欄に列挙された手数料の 50% 相当。若年出願人は、自然人で、出願時に 22 歳の誕生日に達していない者。</p>																																																																											
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。																																																																											

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2013年3月4日施行知的財産法(2013年法律第10372号、以下「法」という。)
	③地理的効力の範囲	フィリピン国内のみ(法第28条、第108条)
	④他国制度との関係	特許協力条約(PCT)締約国。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(法第28条)。委託契約によってなされた発明は、特段の定めがない限り、委託者に帰属する。従業員発明は正規に課された職務の遂行結果であれば、別段の定めがない限り、使用者に帰属する。(法第30条、第108条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。フィリピンに非居住の出願人は、送達先となる代理人を選任しなければならない。(法第33条、第108条)
	⑦出願言語	英語又はフィリピン語(法第32条、第108条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	実用新案付与の公告日から効力を有し、存続期間は出願日から7年間。(法第109条及び第108条で準用する第50条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国出版物(知財法第108条で準用する同第24条)
	⑩グレース・ピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から12月。(法第25条、第108条) (1)発明者又は承継人(以下、出願人等)によってなされた開示。 (2)出願人等から直接又は間接に当該情報を得た第三者による当該情報の開示。 (3)特許庁による出願の開示であり、当該出願に出願人等の別の出願に記載され、かつ特許庁によって開示されるべきでなかったか、又は当該出願人等から直接又は間接に当該情報を得た第三者により当該出願人等の認識又は同意なしになされた出願に記載されている場合。
	⑪不登録対象	(1)発見、科学的理論及び数学的方法 (2)精神的な行い、ゲーム遊び、又は事業活動の計画、規則及び方法並びにコンピュータプログラム (3)手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。 (4)植物の品種又は動物の品種並びに植物又は動物の生産の本質的に生物学的方法。 (5)美的創作物 (6)公序又は良俗に反するもの (法第22条、第108条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (法第109条)
	⑬審査請求制度の有無	無。(法第109条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。(法第109条)
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、登録後、IPO公報により公告(公開)される。(法第52条、第108条)
	⑯異議申立制度の有無	無。(法第108条、第109条)
	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係者は、実用新案の取消を請求できる。 (法第61条、第109条)
	⑱実施義務	有。登録日から3年又は出願日から4年の何れか遅い日を過ぎて、正当な理由なく国内で実施できるにもかかわらず不実施などの場合は、実施能力を立証した者に強制ライセンスを許諾する対象となる。 (法第93条、第94条、第108条)



①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2013年3月4日施行知的財産法（2013年法律第10372号、以下「法」という。） 2022年7月4日公布 特許・実用新案・意匠に関する施行規則（2022年通達第号2022-016、以下「規則」という。）
	③地理的効力の範囲	フィリピン国内のみ（法第28条、第119条）
	④他国制度との関係	特許協力条約（PCT）締約国。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人（法第28条、第119条）。委託契約によってなされた発明は、特段の定めがない限り、委託者に帰属する。従業員発明は正規に課された職務の遂行結果であれば、別段の定めがない限り、使用者に帰属する。（法第30条、第119条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。フィリピンに非居住の出願人は、送達先となる代理人を選任しなければならない。（法第33条、第119条）
	⑦出願言語	英語又はフィリピン語（法第32条）
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年、更に5年の更新を連続して2回行なうことができる。最長15年。（法第118条）
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物（法第24条、第119条）
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は何れも開示日から12月。（法第25条、第119条） (1) 発明者又は承継人（以下、出願人等）によってなされた開示。 (2) 出願人等から直接又は間接に当該情報を得た第三者による当該情報の開示。 (3) 特許庁による出願の開示であり、当該出願に出願人等の別の出願に記載され、かつ特許庁によって開示されるべきでなかったか、又は当該出願人等から直接又は間接に当該情報を得た第三者により当該出願人等の認識又は同意なしになされた出願に記載されている場合。
	⑪不登録対象	新規性及び装飾性に欠ける意匠 主に技術的又は機能的考慮により特定される意匠 公序良俗に反する意匠（法第113条）
	⑫実体審査の有無	無。（規則1515、1516）
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。部分意匠を表示するため、クレームされていない周囲の構造を破線のみにより示すことができる。（規則1507.2）
	⑯関連意匠制度の有無	無。ただし、国際分類の中分類に属する、同一の組物又は同一の構成部品に係わる複数の意匠は1出願とすることができる。（法第115条）
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。1組として販売又は使用されている各物品が同一若しくは類似する意匠からなるか、又はそのような意匠が揃って全体を構成するものであることを条件とする。（規則1508.1）
	⑱意匠分類	国際分類（ロカルノ分類）を採用している。（ロカルノ協定には未加盟）（法第115条）
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が所定の要件を備えているときは登録され、公報により公告（公開）される。（法第117条）
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日から公告日前までに請求すれば、出願日（優先日）から12月と更に1回のみ公告を延期することができる。公告後に請求した場合、認められた12月の残りの期間となる。（規則1514.1）
	㉑異議申立制度の有無	無。

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)																																																													
意匠制度	②無効審判制度の有無	有。何人も、意匠登録の存続期間中は何時でも庁に登録取消を請求することができる。(法第 120 条)																																																												
	③登録表示義務	無。登録表示は義務ではないが、表示しなかった場合には損害賠償係争時に不利な取扱を受けることがある。																																																												
意匠制度	④費用単位 PHP (フィリピン・ペソ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用] (大規模企業)</p> <table border="0"> <tr> <td>出願料</td> <td>大規模企業</td> <td>小規模企業</td> </tr> <tr> <td>(1 区分)</td> <td>2,400 PHP</td> <td>1,200 PHP</td> </tr> <tr> <td>(2 区分上 1 意匠あたり)</td> <td>1,300 PHP</td> <td>600 PHP</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料</td> <td>1,800 PHP</td> <td>860 PHP</td> </tr> </table> <p>登録料 (5 意匠まで)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>[意匠権の維持に掛かる費用]</td> <td>(特許の場合に同じ)</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>大規模企業</td> <td>小規模企業</td> </tr> <tr> <td>5 年次</td> <td>3,240 PHP</td> <td>1,550 PHP</td> </tr> <tr> <td>6 年次</td> <td>4,320 PHP</td> <td>2,000 PHP</td> </tr> <tr> <td>7 年次</td> <td>5,400 PHP</td> <td>2,580 PHP</td> </tr> <tr> <td>8 年次</td> <td>6,480 PHP</td> <td>3,100 PHP</td> </tr> <tr> <td>9 年次</td> <td>8,640 PHP</td> <td>4,140 PHP</td> </tr> <tr> <td>10 年次</td> <td>10,800 PHP</td> <td>5,800 PHP</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>P</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11 年次 13,920 PHP</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>12 年次 17,280 PHP</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>13 年次 20,400 PHP</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>14 年次 24,840 PHP</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15 年次 29,160 PHP</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>16 年次 33,360 PHP</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>17 年次 37,680 PHP</td> </tr> </table>	出願料	大規模企業	小規模企業	(1 区分)	2,400 PHP	1,200 PHP	(2 区分上 1 意匠あたり)	1,300 PHP	600 PHP	優先権主張料	1,800 PHP	860 PHP		[意匠権の維持に掛かる費用]	(特許の場合に同じ)	年金	大規模企業	小規模企業	5 年次	3,240 PHP	1,550 PHP	6 年次	4,320 PHP	2,000 PHP	7 年次	5,400 PHP	2,580 PHP	8 年次	6,480 PHP	3,100 PHP	9 年次	8,640 PHP	4,140 PHP	10 年次	10,800 PHP	5,800 PHP		1	P			11 年次 13,920 PHP			12 年次 17,280 PHP			13 年次 20,400 PHP			14 年次 24,840 PHP			15 年次 29,160 PHP			16 年次 33,360 PHP			17 年次 37,680 PHP
出願料	大規模企業	小規模企業																																																												
(1 区分)	2,400 PHP	1,200 PHP																																																												
(2 区分上 1 意匠あたり)	1,300 PHP	600 PHP																																																												
優先権主張料	1,800 PHP	860 PHP																																																												
	[意匠権の維持に掛かる費用]	(特許の場合に同じ)																																																												
年金	大規模企業	小規模企業																																																												
5 年次	3,240 PHP	1,550 PHP																																																												
6 年次	4,320 PHP	2,000 PHP																																																												
7 年次	5,400 PHP	2,580 PHP																																																												
8 年次	6,480 PHP	3,100 PHP																																																												
9 年次	8,640 PHP	4,140 PHP																																																												
10 年次	10,800 PHP	5,800 PHP																																																												
	1	P																																																												
		11 年次 13,920 PHP																																																												
		12 年次 17,280 PHP																																																												
		13 年次 20,400 PHP																																																												
		14 年次 24,840 PHP																																																												
		15 年次 29,160 PHP																																																												
		16 年次 33,360 PHP																																																												
		17 年次 37,680 PHP																																																												
意匠制度	⑤料金減免措置の有無	<p>有。</p> <p>(1) 小規模企業とは自然人又は法人であり、2,000 万 PHP 以下、即ち、約 36.4 万 US\$ の価値を有する資産を保有するもの。</p> <p>(2) 若年出願人は、自然人で、出願時に 22 歳の誕生日に達していない者である。若年出願人に関する手数料は小規模企業の欄に列挙された手数料の 50% 相当。</p>																																																												

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2013年3月4日施行知的財産法(2013年法律第10372号、以下「法」という。) 2023年商標規則(以下「規則」という。)
	③地理的効力の範囲	フィリピン国内のみ
	④他国制度との関連	マドリッド議定書締約国
	⑤商標法の保護対象	商品標章、役務標章、団体標章、商号(法第121条)
	⑥商標の種類	商品又は役務を識別できる視覚可能な標識。(法第121条)立体、色彩、動き、ホログラムを含む。(規則400.1)
	⑦出願人資格	自然人及び法人(規則300)
	⑧権利付与の原則	先願主義。(法第122条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。フィリピンに非居住の出願人は、代理人を選任しなければならない。(法第124条(e))
	⑪出願言語	英語又はフィリピン語(法第124条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から10年。10年ごとに更新することができる。(知財法第145条, 第146条)
	⑬「グレース・リオト」	無。
	⑭不登録対象	<p>法第123条：標章は、下記の場合登録することができない。</p> <p>(1) 反道徳的、欺瞞的若しくは中傷的な事柄、又は、個人、団体、宗教若しくは国の象徴を傷付けそれらとの関連を誤認させるように示唆し、侮辱し、汚名を与える虞のある事柄からなる標章</p> <p>(2) 国内外及び地方の国旗、紋章、その他の記章又はそれらと類似する標章。</p> <p>(3) 存命する個人の名称、肖像若しくは署名からなる標章(本人の承諾がある場合を除く)又はフィリピンの故大統領の名称、肖像若しくは署名からなる標章(存命する未亡人の承諾がある場合を除く)</p> <p>(4) 以下に関し、別な所有者の登録商標又は先の出願商標の標章と類似する商標</p> <p>(a) 同一の商品若しくは役務</p> <p>(b) 緊密に関連性のある商品若しくは役務</p> <p>(c) 誤認・混同を惹起する虞のある類似する標章</p> <p>(5) 商品・役務の性質、品質、特徴又は地理的原産地について公衆を誤認させる虞のある標章</p> <p>(6) 指定商品・役務に特有な標識のみから構成されている標章</p> <p>(7) 日常の言語、商取引上の慣習において商品・役務を表すのに通例又は普通となっている表示のみからなる標章。</p> <p>(8) 商品・役務の種類、品質、数量、意図した目的、価値、地理的原産地、時期若しくは生産又はサービスの提供時期等の特性を示すために商取引上用いられている表示からのみ構成されている標章</p> <p>(9) 技術的要素、商品の性質又は商品の固有の価値に影響する要素によって必要とされる形状から構成されている標章</p> <p>(10) 色だけで構成される標章。形状で定義される場合を除く。</p> <p>(11) 公序良俗に反する標章</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。

①国名	Republic of the Philippines (PH) (フィリピン共和国)																						
商標制度	⑯周知商標制度の有無	有。周知商標に誤認・混同を生じる虞がある程に類似している商標は登録することができない。周知商標とは、登録の有無に拘らず、フィリピン当局により国内外において広く認識されていると認められた商標。ただし、出願商標が商品・役務が登録された周知商標のそれ同一又は類似していない場合、商品・役務について周知商標の権利者との間に関連性が認められ、当該権利者の権利が使用により害される商標に限り、登録が認められない。(法第 123 条(e)及び(f))。																					
	⑰一出願多区分制度の有無	有。(法第 124 条(3))																					
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。(法第 133 条)																					
	⑲審査請求制度の有無	無。																					
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。登録が失効した商標、3 年目の使用宣誓 (DAU) を提出できなかった商標等、規則 601 に該当する商標																					
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件を満たし、登録の可能性及び他の標章との抵触性について審査の後、登録可能性が認定され、出願人が公告手数料を納付すると、公告 (公開) される(法第 133 条(1), (2))。																					
	㉒異議申立制度の有無	有。公告日から 30 日以内に利害関係者は異議申立を行なうことができる。(法第 134 条)																					
	㉓無効審判制度の有無	有。登録から 5 年いないであれば、無効を商標局に請求することができる。(法第 151 条(1) (a))																					
	㉔不使用取消制度の有無	有。3 年以上継続して使用しなかった場合は、不使用取消の対象となる。(知財法第 151 条(1) (c))																					
	㉕商標分類	国際分類 (ニース分類) を採用している。(ニース協定には未加盟) (法第 144 条)																					
	㉖図形要素の分類	国際図形分類 (ウィーン分類) を採用している。(ウィーン協定には未加盟)																					
	㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは関係なく譲渡することができる。ただし、公衆を誤認させる虞のある譲渡は無効である。(法第 149 条)																					
	㉘費用単位 PHP (フィリピン・ペソ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="552 1377 1493 1534"> <thead> <tr> <th></th> <th>大規模企業</th> <th>小規模企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願料(1 区分につき)</td> <td>2,592 PHP</td> <td>1,200 PHP</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料(1 区分につき)</td> <td>1,800 PHP</td> <td>860 PHP</td> </tr> <tr> <td>登録証発行手数料</td> <td>960 PHP</td> <td>900 PHP</td> </tr> </tbody> </table> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="552 1556 1493 1682"> <tbody> <tr> <td>3 年目使用宣誓(1 区分につき)</td> <td>1,920 PHP</td> <td>900 PHP</td> </tr> <tr> <td>5 年目使用宣誓(1 区分につき)</td> <td>2,400 PHP</td> <td>1,100 PHP</td> </tr> <tr> <td>存続期間更新料(1 区分につき)</td> <td>2,400 PHP</td> <td>1,100 PHP</td> </tr> </tbody> </table>		大規模企業	小規模企業	出願料(1 区分につき)	2,592 PHP	1,200 PHP	優先権主張料(1 区分につき)	1,800 PHP	860 PHP	登録証発行手数料	960 PHP	900 PHP	3 年目使用宣誓(1 区分につき)	1,920 PHP	900 PHP	5 年目使用宣誓(1 区分につき)	2,400 PHP	1,100 PHP	存続期間更新料(1 区分につき)	2,400 PHP	1,100 PHP
	大規模企業	小規模企業																					
出願料(1 区分につき)	2,592 PHP	1,200 PHP																					
優先権主張料(1 区分につき)	1,800 PHP	860 PHP																					
登録証発行手数料	960 PHP	900 PHP																					
3 年目使用宣誓(1 区分につき)	1,920 PHP	900 PHP																					
5 年目使用宣誓(1 区分につき)	2,400 PHP	1,100 PHP																					
存続期間更新料(1 区分につき)	2,400 PHP	1,100 PHP																					
	㉙料金減免措置の有無	有。 (1) 小規模企業とは自然人又は法人であり、2,000 万 PHP 以下、即ち、約 36.4 万 US\$の価値を有する資産を保有するもの。 (2) 若年出願人は、自然人で、出願時に 22 歳の誕生日に達していない者である。若年出願人に関する手数料は小規模企業の欄に列挙された手数料の 50%相当																					